

II. 認定地域クラブの要件

認定地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うことから、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある、以下の全ての要件を満たさなければならない。

《認定要件チェックリスト》

1. 運営規約の策定 (p.5~6)	
<input type="checkbox"/>	認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に公表すること
2. 参加者 (p.6)	
<input type="checkbox"/>	原則、飛騨市内の中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること
3. 適正で持続可能な人員体制 (p.6~7)	
<input type="checkbox"/>	代表者(1名)を配置すること
<input type="checkbox"/>	指導者(原則、2名以上)を配置すること ※指導者は別記の要件を満たす者であること
4. 適切な休養日等の設定 (p.7)	
<input type="checkbox"/>	原則、週あたり3日以上(平日2日以上、休日1日以上)を目安にする
<input type="checkbox"/>	学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること
<input type="checkbox"/>	活動時間について、平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること(準備・片付けを除く)
5. 緊急時における安全管理体制 (p.7~8)	
<input type="checkbox"/>	活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること
<input type="checkbox"/>	事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定すること
<input type="checkbox"/>	参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること
6. 口座の開設と適切な会計処理 (p.8)	
<input type="checkbox"/>	認定地域クラブ専用の口座を開設すること
<input type="checkbox"/>	「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと
7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 (p.8)	
<input type="checkbox"/>	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること(営利目的を主としない)
8. 地域との連携・協働 (p.8)	
<input type="checkbox"/>	活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や飛騨市教育委員会に適時開示を行うこと

※認定申請を希望する団体については、上記に加えて、次の《補足事項》を予め理解したうえで、「IV. 認定地域クラブの登録手続き等」を確認する。

《補足事項》

1. 運営規約の策定

『認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること』

- 生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために運営規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ることとする。
- 運営規約の策定にあたって、生徒の中には、より上位の大会やコンクールを目指すだけでなく、基礎体力や社会性を身につけることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮する。

- 各団体において、役員の承認や活動計画の承認、運営規則の改正などの主要事項を議決する場として、組織全体(保護者、指導者等)としての総会を年間に1度は開催すること。

参考・・・運営規約の構成について(様式Iを活用のうえ、各団体の実情に合わせて作成すること)

第1章 総則 ⇒ 名称・設置、目的など	第5章 会計 ⇒ 経費、管理、会計年度など
第2章 会員 ⇒ 入会資格、会費など	第6章 指導者、会員の責任 ⇒ 保険への加入など
第3章 組織 ⇒ 役員とその職務、指導者など	第7章 細則 ⇒ 個人情報、参加停止など
第4章 会議 ⇒ 会議の種類、総会など	第8章 規則の改正

2. 参加者

『原則、飛騨市内の中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること』

- 実際の活動にあたっては、上記の参加者に加え、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代とともに活動することも想定される。

3. 適正で持続可能な人員体制

『代表者(1名)を配置すること』

『指導者(原則、2名以上)を配置すること』

- 生徒の安全管理・健康管理を図り、学校や地域との連携・協働により活動を実施するため、代表者1名、指導者2名以上を置くこととする。ただし、各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。
- 指導者については、以下の(ア)～(オ)の全てを満たす者であること。

(ア)	成人に達していること(学生、教職員も可とする)。 ただし、成人指導者のアシスタントとして活動する場合、成人未満が指導を行うことも可能とする。
(イ)	青少年健全育成に対する熱意を有し、子どもたちの多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組むこと(技術、責任感や連帯感、思考力や判断力等、心身を育てる総合的な指導力など)。
(ウ)	地方公務員法第16条 ^{*1} 及び学校教育法第9条 ^{*2} 各号に該当しないこと。
(エ)	過去の指導において、体罰やハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと。
(オ)	飛騨市が定める指導者研修を修了している、もしくは修了見込みであること(1年間有効)。

^{*1}地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、

刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

^{*2}学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当

該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 適切な休養日等の設定

休養日

『原則、週あたり3日以上 of 休養日を設けること(平日2日以上、休日1日以上を目安にする)』

『学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること』

- 生徒の心身の成長を考慮して、成長期にある生徒が食事、運動、睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から休養日と活動時間を設定する。
- 大会等への参加で休養日を設けられなかった場合、休養日を他の日に振り替える。
- 週や月によっては、大会前の準備期間として活動時間が増えることも考えられるため、その場合は上記に当てはまらないものとするが、年間の最大活動時間396時間を超過しないことを厳守する。
- 移行期においては、学校部活動と認定地域クラブが共存する可能性があるが、学校部活動も認定地域クラブも同一の活動であると考え、休養日を設定する。

活動時間

『活動時間について、平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること(準備・片付け等を除く)』

- 心身の健全な成長の観点から、活動の開始時間や終了時間についても配慮し、特別な事情を除いて、早朝から活動や夜遅くまでの活動は行わない。

5. 緊急時における安全管理体制

緊急時対応計画の策定

『活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えていること』

『事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定していること』

- いつ起こるか分からない事故やケガに対して、発生後いかに現場にいる人員で迅速に対応し、救急隊員へつなぎ、医療機関へ搬送するかを事前に想定する計画書を「緊急時対応計画(emergency action plan:EAP)」という。
- 「緊急時の対応人員と役割分担」「緊急連絡先」「緊急時に使用する資器材(AED など)の設置場所」「搬送先の医療機関の情報」など、緊急時に誰がみてもひと目でわかるよう簡潔に記載することが望ましい。

参考・・・緊急時対応計画について「V. 附則・参考資料」スポーツ事故対応ハンドブック(独立行政法人日本スポーツ振興センター発行)を活用のうえ、各団体の実情に合わせて作成すること

保険への加入

『参加者や指導者は、各団体の活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の傷害保険^{※3}に加入すること』

- 認定地域クラブは、学校の管理下の活動ではなく、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されないため、別途保険に加入する必要がある。

- 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。
- 指導時に生じた事故等において、指導者側に注意義務違反があれば、被害を受けた参加者や保護者に対して損害賠償責任を負う可能性があることから、指導者は賠償責任保険^{※4}への加入も推奨される。

※3 傷害保険・・・不慮の事故に備え、人の傷害や疾病に対する保険金

※4 損害賠償責任・・・被保険者が第三者に対して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金

6. 口座の開設と適切な会計処理

『認定地域クラブ専用の口座を開設すること』

『「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>（「V. 附則・参考資料」を参照）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと』

- 会計管理については、誰にも疑われないようにするのが信頼を得る団体には必須であり、個人の財産と団体の財産を分けて管理する。
- 組織運営に透明性を確保するために会計処理の内容を団体内で保護者及び関係者に報告するとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。

7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

『活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること（営利目的を主としない）』

- 原則、受益者負担となることから、加入説明等の際には参加者や保護者等に情報開示を行い、費用等への理解を得る。

8. 地域との連携・協働

『活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や飛騨市教育委員会に適時開示を行うこと』

- 「I. 地域移行の基本的な考え方」に記載した地域での役割分担に応じ、適時必要な情報の共有を行う。

Ⅲ. その他運営、活動時に関わる内容

1. 公立学校の教職員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業

教職員が認定地域クラブの活動に従事し、兼職兼業を行う場合、公立学校の教職員(常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む)は、次の項目を全て満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。

- 1) 当該教職員が希望していること
 - 2) 地方公務員法第38条^{※5}や教育公務員特例法第17条^{※6}の規定に基づいていること
 - 3) サービスを監督する教育委員会の許可を得ること
- ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

認定地域クラブの活動に従事することを希望する教職員は、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することになるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼を基に、上司である校長等へ相談・了承のうえ、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事すること。

また、各団体の関係者は、教職員を指導者として雇用等する場合、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

※5 地方公務員法第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

※6 教育公務員特例法第17条

一 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

二 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者を除く)については、適用しない。

2. 競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等(参加対象や登録の必要性、保険等)を十分に確認し、以下のことについて留意する。

- (1) 認定地域クラブで大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、移行期に、運営団体は登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮する。
- (2) 中学校体育連盟が主催する大会をはじめ、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認する。
- (3) 認定地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営に関わるスタッフとして積極的に参加する。

3. 活動場所

活動場所は、市内の各小・中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設だけでなく、地域団体・

民間事業者等が有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。

また、授業や学校行事等を行なっている時間帯に学校施設を利用する場合は、施設設置者(各小・中学校長)の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

移行期においては、学校施設で部活動が行われていることが想定され、施設予約の時間帯が重なるようであれば、部活動と認定地域クラブの優先度は対等であるものとし、飛騨市教育委員会スポーツ振興課が双方の利用希望を確認し、調整を図る。

4. 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し

指導者は、競技に関わる専門的な知識や技術のみでなく、倫理に関わる情報の収集に努め、反倫理的言動とは何かについての理解を深める必要がある。これらを自覚したうえで、以下について強い意志をもち対処することが求められる。

- (1) あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない。
- (2) 年齢、性別、性的指向(恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか)や性自認(自分の性別に対する自己認識)、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない。
- (3) 反倫理的言動を黙認や隠ぺいせず、速やかに適切に対処する。

なお、上記については、指導者のみではなく、全ての関係者に通じる内容である(例:競技応援時の罵声など)

指導者の登録取り消し

上記のようなふさわしくない行為が生じた場合は、日本スポーツ協会の登録者等処分規程(「V. 附則・参考資料」を参照)に基づき、倫理規定から逸脱した行為を行った者に事実確認等を行ったうえで注意や登録の取り消しなどの処分を決定し、行う。

5. 事故等が発生した場合の責任

事故が発生した場合の責任主体は、各団体や大会主催者が責任を負うことになる。

また、認定地域クラブの活動に従事している教職員にも責任がある場合、当該教職員のサービスの取り扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に認定地域クラブとの関係において対応がなされるものである。

6. 国の方針変更

今後、国や県より、部活動の地域移行に関わるガイドライン等が新たに示された場合や、部活動の地域移行に関わる状況が大きく変化した際には、飛騨市教育委員会が本ガイドラインを必要に応じて改定する。